川越市クリーニング業法施行条例（素案）の概要について

平成２４年９月
保健医療部　食品・環境衛生課

１　制定の背景及び趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）が平成２３年８月３０日に公布されました。これに伴い、クリーニング業法が改正され、クリーニングの業を行うときに営業者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準に係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に移譲されることになりました。

そこで、「川越市クリーニング業法施行条例」の制定を行い、必要な基準を規定するものです。

２　条例の主な内容

下記の衛生措置の基準について規定を行います。

（１）クリーニング所の構造

クリーニング所における仕上場、洗場、受取場及び引渡場の構造について規定を行います。また、洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所の構造について規定を行います。

（例）

- 仕上場の面積は、十平方メートル以上とすること。床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
- 洗場の面積は、十平方メートル以上とすること。側壁は、床面から一メートルまでをコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
- 受取及び引渡場の床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
- 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあっては、面積は、六・六平方メートル以上とすること。床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

（２）クリーニング所における衛生的な取り扱い

洗濯物の衛生的な取り扱い、クリーニング所内における採光、換気及び照明の基準、クリーニング所内の洗濯に使用する薬品等の保管、機械器具の消毒及びねずみ昆虫の駆除等について規定を行います。

（例）

・洗濯又は仕上げの終わった物と終わらない物を入れる容器又は設備を区別して設け、かつ、これらにその旨を標示しておくこと。
・洗濯の終わらない物を仕上場に置かないこと。ただし、その物を入れる容器にふたをした場合は、この限りでない。
・採光、換気及び照明を十分にすること。
・洗濯に使用する薬品等は、安全な場所に保管すること。
・クリーニング所並びに業務用の機械及び器具の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を適宜行うこと。

３　施行予定日

平成２５年４月１日